

厚労省通達 機械安全教育カリキュラム

本資料は、厚生労働省通達に基づく機械安全教育のカリキュラムと、関連する資格制度についてまとめたものです。

1.対象の厚生労働省通達

- ① 平成 26 年 4 月 15 日 基安発 0415 第 3 号

設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育について

- ② 平成 26 年 4 月 15 日 基安安発 0415 第 1 号

設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育に関し留意すべき事項について

2. 通達と資格の関係

①の通達で、機械安全に係る人材育成として設計技術者、生産技術管理者に対する教育カリキュラムが示されました。

②の通達により、以下の資格者は①で示されたカリキュラムに対して十分な知識を有する者とみなして差し支えないとされています。

厚労省カリキュラム	対応する資格
設計技術者（40 時間）	セーフティリードアセッサ（SLA） セーフティシニアアセッサ（SEA-C） セーフティアセッサ（SA）
生産技術管理者（15 時間）	セーフティリードアセッサ（SLA） セーフティシニアアセッサ（SEA-C） セーフティアセッサ（SA） セーフティサブアセッサ（SSA）

※ セーフティシニアアセッサ(SEA-C)資格は 2021 年度に新設されたため通達に記載はありませんが、受験要件がセーフティアセッサ(SA)、またはセーフティリードアセッサ(SLA)の保有であるため、設計技術者及び生産技術管理者の両方のカリキュラムに対して十分な知識を有する者として認められます。

職制	対応する資格
職長 作業主任者 各種安全担当者	セーフティベーシックアセッサ 機械運用安全分野（SBA-Mo） セーフティベーシックアセッサ 防爆電気機器安全分野(SBA-Ex)

※ ②の通達で、セーフティベーシックアセッサ資格は、上記の職制に対する機械安全教育に有効であることが明記されています。

本通達に基づく人材育成を行いたいとお考えの場合には、ぜひ資格取得をご検討ください。